

# 特定課題研究ユニット設置申請書

2015年7月17日

研究・知財戦略機構長 殿

特定課題研究ユニットに関する内規に基づき、共同研究を推進し課題達成のために、下記のとおり設置したいので申請します。

研究代表者

辻村みよ子 印

※学外者を入れる場合には、「客員研究員受入申請書」も併せて提出してください。

名 称 (英文名称)	ジェンダー平等政策と女性の人権研究プロジェクト (英文名称: Research Project on Gender Equality Policies and Women's Human Rights )		
代表者氏名	辻村みよ子	所属・資格 研究分野等	明治大学法科大学院教授
設 置 場 所	駿河台キャンパス14号館2階専門法曹養成機関ジェンダー法センター Tel: 03-3296-2780 メールアドレス:		
設 置 期 間	2015年7月20日 ~ 2020年3月31日 (5年以内)		
研 究 課 題 (英文表記)	ポジティブ・アクションと女性法曹人材育成 (英文: 'Positive Action' and Promoting Female Lawyers and Researchers )		
研究組織 (共同研究者・役割分担・研究分野)			
氏 名	所属・資格等	役割分担等	
辻村みよ子	明治大学法科大学院教授	研究の総括・企画	
角田由紀子	元明治大学法科大学院教授・弁護士	女性法曹人材育成に関する企画, 女性に対する暴力問題研究総括	
安西文雄	明治大学法科大学院教授	アメリカ合衆国のポジティブ・アクション研究	
江島晶子	明治大学法科大学院教授	イギリスを中心とした欧州のポジティブ・アクション理論研究	
清野幾久子	明治大学法科大学院教授	ドイツを中心とした欧州のポジティブ・アクション理論研究	
糠塚康江	東北大学大学院法学研究科教授	フランスを中心とした欧州のポジティブ・アクション研究	
矢野恵美	琉球大学法科大学院教授	北欧, アジア諸国における男女共同参画政策, 女性の人権研究	
谷田川知恵	一橋大学非常勤講師	欧米における性犯罪対策研究	
小島妙子	弁護士	女性法曹の育成と女性の人権問題	
金澄道子	弁護士	女性法曹の育成と女性の人権問題	
打越さく良	弁護士	女性法曹の育成と女性の人権問題	
紙子陽子	弁護士	女性法曹の育成と女性の人権問題	
吉良貴之	宇都宮共和大学専任講師	女性の人権に関する基礎理論的研究	

#### 研究目的・成果達成のイメージ

1) 2006年に設立された法科大学院ジェンダー法センターでは、これまでジェンダー法学会、日本弁護士連合会、日本学術会議法学委員会ジェンダー法分科会、女性法律家協会などと連携してシンポジウム等を開催し、ジェンダー法学および女性の人権に関する理論研究のための共同研究を進めてきた。

このたび、これまでの研究成果を踏まえて研究体制を明確化し、ジェンダー法センターのセンター員を確定するとともに、新たに「ジェンダー平等と女性の人権に関する研究プロジェクト」を創設して、研究の深化・発展をめざす。

2) 日本国内および国連やEUを中心とした世界のジェンダー主流化の動きは活発で、日本国内でもジェンダー平等（男女共同参画）を実現するための政策的取り組みが進められている。とくに（1）2010年からの男女共同参画第3次基本計画では喫緊の課題としてポジティブ・アクションの実施が明記され、2015年からの第4次基本計画では、政策・方針決定過程の男女共同参画のために、司法分野及び法曹養成過程の男女共同参画が重視されて「女性法曹人材育成」の課題が特筆される予定である。

また、（2）女性の人権問題の中でも、女性に対する暴力撤廃の問題では、なおも理論的・実践的課題が山積しており、法務省の「性犯罪の罰則に関する検討会」等でも引き続き議論されている。

3) これらのテーマには、ジェンダー法センターの現センター長（辻村みよ子）が男女共同参画会議員・女性に対する暴力に関する専門調査会会長等として、また、前センター長（角田由紀子）が、日本弁護士連合会両性の平等委員会委員、法務省上記検討会委員として、長くかかわってきた。

このため、日本で実施する場合の諸課題を明確にし、日本のジェンダー平等政策を理論的に基礎づけるためのプロジェクトとして、「ポジティブ・アクションと女性の人権研究」を創設する。またこれらの研究において現在の日本で最高水準の研究成果を有する、第一線のメンバーを客員研究者に迎えている。ここには、現職のジェンダー法学会理事長や日本女性法律家協会副会長等の実務家を含め、法学の分野から、憲法学・刑事法学・法哲学・比較法学等の専門分野を有する研究者が参加する。

4) 明治大学では、2014年11月に文部科学省「女性研究者研究活動支援事業」に採択され、男女共同参画推進センターや女性研究者研究活動支援事業推進本部（代表辻村みよ子）が整備されるとともに、法科大学院ジェンダー法センターが、情報コミュニケーション学部のジェンダーセンターとともに、連携機関として協力することになった。すでに、2015年3月8日のキックオフシンポジウム「明治大学の男女共同参画」をはじめ、同年11月6-7日の国際シンポジウムなどの企画が実行されており、本研究ユニットも、その構想を担う研究機関として位置づけられる。

5) 明治大学法科大学院では、2014年度の文部科学省「法科大学院公的支援加算プログラム」において、ジェンダー法センターを含む専門職法曹養成機関の4センターの「継続教育」の取り組みが高く評価され、当センターも若手法曹の人材育成を担うこととなった。さらに上記の男女共同参画第4次基本計画等において、女性法曹養成の課題が重視されていることもあり、日本の女性法曹輩出に大きな足跡を残してきた明治大学として、女性法曹人材養成を担う重要な研究センターとしての活動を促進することを目指す。

研究計画概要（年度別に記入してください）

- 1) 2015年度は、同年11月6-7日に、明治大学男女共同参画推進センター女性研究者研究活動支援事業推進本部と、情報コミュニケーション学部ジェンダーセンター、法科大学院ジェンダー法センターの3者が共同で開催する国際シンポジウムの第2分科会（11月7日）において、本プロジェクトのテーマである「ポジティブ・アクションと女性の人権——ジェンダー平等政策の現状と課題」を掲げて研究を行う。そこでは、ジャッキースチール東京大学社会科学研究所准教授によるクオータ制導入についての報告、辻村みよ子センター長による男女共同参画第4次基本計画に関する報告、角田由紀子前センター長による報告をもとに、メンバーを中心に議論する。
- 2) 2016年度は、日本学術会議法学会委員会ジェンダー法分科会、ジェンダー法学会と共催して、引き続き、ジェンダー平等政策と女性の人権に関するシンポジウムを開催する。  
その他、上記明治大学男女共同参画推進センターの企画に連携機関として参加する。
- 3) 2017年度は、学術振興会科研費C（辻村みよ子研究代表）の研究テーマ「ポジティブ・アクション実効化のための理論的・比較政策的な研究」に即して、国際シンポジウムや連続研究会等を開催し、報告書にまとめることを目指す。
- 4) 2018年度は、ジェンダー法センターと上記科研費共同研究会等と連携して研究集会を開催し、研究成果の出版を企画する。また、明治大学法科大学院における「継続教育」に関する取り組みを進め、女性法曹人材育成のための成果をまとめる。
- 5) 2019年度は、本ユニット研究プロジェクトの最終年度として、上記連携団体との交流を深め、これまで上記取り組みの成果について、出版する。特に、「ポジティブ・アクションと女性の人権」に関する出版と、「継続教育における女性法曹人材育成」に関する報告書作成を行う。

資金計画（獲得を目指している外部競争的資金の計画、運営に必要な経費の原資等）

- 1) 法科大学院における専門法曹養成機関ジェンダー法センターの予算。
- 2) 平成27年度学術振興会科学研究費助成金（基盤研究C・基金）（辻村みよ子研究代表）研究テーマ「ポジティブ・アクション実効化のための理論的・比較政策的な研究」の助成金。
- 3) その他、上記文科省「女性研究者研究活動支援事業」の連携機関として、明治大学男女共同参画推進センター女性研究者研究活動支援事業推進本部と共催企画を行う。

成果の公表予定

- 1) 単行本『ポジティブ・アクションの現状と課題——実効的活用のために（仮）』  
辻村みよ子・矢野恵美編著の刊行（2018年を予定）
- 2) 単行本『ジェンダー平等政策と女性の人権』（仮）辻村みよ子編著の刊行  
（2017年度を予定）
- 3) 報告書「女性法曹人材育成の現状と課題」（仮）辻村みよ子・角田由紀子編著  
の作成（2019年度を予定）